

## 船橋市権利擁護支援等推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市権利擁護支援等推進協議会の設置及び組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づき、認知症、知的障害その他の精神上的障害がある者の権利擁護に係る仕組みづくりのため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）について策定するとともに、成年後見制度利用促進をはじめとする権利擁護支援における中核的な実施機関（以下「中核機関」という。）の設置運営及び、司法・医療・福祉を含めた地域連携ネットワークの構築を検討するため、船橋市権利擁護支援等推進協議会（以下協議会）を設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会は次の事項につき、検討する。

- (1) 船橋市の権利擁護支援に関すること。
- (2) 基本計画についての検討及び作成に関すること。
- (3) 成年後見制度利用促進に関すること。
- (4) 中核機関の設置、運営及び体制に関すること。
- (5) 船橋市の権利擁護支援に関わる関係機関等の連携強化、意見・情報交換に関すること。
- (6) 事例に基づく制度変更の検討、関係機関等の調整に関すること。
- (7) 前6号に掲げるものほか、必要な事項に関すること。

(組織及び任期)

第4条 協議会の委員の定数は20人以内とする。

2 次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 医師

- (4) 司法書士
- (5) 社会福祉士
- (6) 船橋市障害者成年後見支援センターの職員
- (7) 精神保健福祉士
- (8) 行政書士
- (9) 船橋市社会福祉協議会の職員
- (10) 民生委員
- (11) 保健と福祉の総合相談窓口さーくるの職員
- (12) 介護支援専門員
- (13) 地域包括支援センターの職員
- (14) 行政関係機関の職員
- (15) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年以内とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 会長は、司法及び成年後見制度に関し、以下の優れた識見を有する者を協議会の議題により招集することができる。ただし、オブザーバーは議決権を有さないこととする。

- (1) 千葉家庭裁判所に属する者
- (2) 委員以外の委員所属団体に属する者
- (3) 他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(権利擁護に関する中核となる機関の設置)

第8条 協議会の所掌事務に関する事業を実施するため、中核機関を設置する。

- 2 中核機関の設置運営主体は、船橋市とする。中核機関は、事業の運営の全部又は一部を、適切な事業運営ができると認められる法人等に委託できるものとする。

- 3 中核機関は、地域における社会福祉及び権利擁護支援の推進のため、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 権利擁護に関する専門相談・支援に関すること
- (2) 成年後見制度に関すること
- (3) 権利擁護に関する啓発・研修に関すること
- (4) 地域連携ネットワークに関すること
- (5) 権利擁護に関する人材育成に関すること
- (6) 後見人、法人後見人支援に関すること
- (7) その他権利擁護支援の推進に関すること

- 4 中核機関は、適正な権利擁護支援実施のため、協議会委員の所属する団体と協力し、各団体の専門職から助言を受け、必要に応じて地域の事例検討会議等に向けて、各団体に専門職派遣を依頼する等の調整（専門職相談事業）を行うものとする。

(権利擁護支援定例会議)

第9条 協議会に権利擁護支援定例会議（以下「定例会議」という。）を置き、協議会の所掌事務に関する調査・研究を行うため、定例会議を実施する。

- 2 定例会議の委員は、次に掲げる者の内から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 司法書士
- (4) 社会福祉士
- (5) 船橋市障害者成年後見支援センターの職員

- 3 委員の任期は、2年以内とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任

期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(代表及び副代表等)

第10条 定例会議に代表及び副代表を置き、委員の互選により選任する。

2 代表は、定例会議を総理し、定例会議を代表する。

3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

4 定例会議に委員が出席できない場合、代表はその代理の者を出席させることができる。

(秘密の保持等)

第11条 協議会の委員、定例会議の委員及び中核機関から派遣依頼を受け権利擁護における助言を行う専門職は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(書面開催)

第12条 会長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。

(事務局)

第13条 協議会及び定例会議の事務局は、地域包括ケア推進課が行う。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。